

## 沖縄型グローバル産業人材育成事業委託業務 企画提案公募要領

本公募は国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

沖縄型グローバル産業人材育成事業委託業務

#### (2) 事業目的

県内企業等の海外展開を推進するため、海外展開に積極的な県内企業等に対し、沖縄型グローバル産業人材育成に要する経費の補助支援や海外展開に向けたセミナー等を行い、沖縄の産業振興に資する国際性と専門性を有する高度な産業人材の育成を図る。具体的には、県内企業等を対象に、企業等が自らの海外展開に係るニーズに応じて提案する研修に対して専門家のハンズオン支援を実施し、その研修に係る経費に対して補助支援を行う他、海外展開に向けた高度な集合研修(セミナー)<sup>1</sup>を実施する。

#### (3) 事業期間

1年間を予定(令和3年度)

令和3年度は、別添「企画提案仕様書」に記載されている内容について実施する。

#### (4) 委託業務の期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

#### (5) 予算額(令和3年度)

委託料 35,839,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※ 企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

<sup>1</sup> ここで言う「高度な集合研修(セミナー)」とは、海外展開計画立案、スタートアップ、関連法規の把握、現地人事・人材確保、市場開拓、越境 EC、マーケティング、販路拡大戦略などを担う、海外展開にあたって必要となる「高度産業人材」の育成を目的とした研修(セミナー)を指す。

## 2 委託業務内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

## 3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。(ただし、一般競争入札参加資格を欠く者を除く。)
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者でないこと。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤と体制を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方公共団体等から県内企業を対象とした沖縄型グローバル産業人材の育成に関する業務、若しくはそれに類似する業務の委託を過去3年以内に受けた実績を有していること。
- (5) 本事業を活用して人材を育成する企業に対して、人材育成手法及び海外展開について専門的な助言ができること。(例えば、研修内容や研修手法への助言、研修先の紹介、海外展開等に向けた社内体制作り、販路開拓等に関する支援事業の紹介など。)
- (6) 本事業を活用して人材を育成する企業に対して、海外展開等の支援が可能な海外ネットワークを有すること。
- (7) 委託業務には、補助事業者の選定、補助事業者が提出する補助金交付申請書及び実績報告書に関する支援(費用の積算は適正か、報告すべき成果が十分に記載されているかなど)を含んでおり、これらの業務に対応できること。
- (8) 本募集要項及び企画提案仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- (9) 沖縄県内に本社を置く法人であること。または、県内に本社を有する事業者が1社以上参加している共同企業体でも応募可能とし、この場合の要件を以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
  - イ 共同企業体を代表する事業者は、沖縄県内に本社等を有する者であり、かつ応募資格(1)、(2)、(3)、(8)の要件を満たすこと。
  - ウ 共同企業体の全ての構成員が、応募資格(1)、(2)の要件を満たすこと。
  - エ 共同企業体の構成員のいずれかが、応募資格(4)～(7)の要件を満たすこと。
  - オ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
  - カ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - キ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

## 4 応募方法等(スケジュール)

質問受付期限	受付期限: 令和3年3月8日(月) 16時00分(必着) 質問方法: 仕様書等に疑義がある場合、質問書【様式9】を記入し、「10 問い合わせ」の担当あて電子メールで提出(受信確認必須)
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>※質問に対する回答は、その都度、電子メールで行う。</p> <p>※送信後、速やかに問い合わせ先の担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。最終回答は令和3年3月9日(火)とする。</p>
<b>参加表明書の提出</b>	<p>提出期限:令和3年3月10日(水) 17時00分(必着)</p> <p>提出書類:参加意志表明書【様式0】</p> <p>提出方法:「10 問い合わせ」先へ持参又は郵送(簡易書留等)で提出。</p> <p>※本事業の企画提案に参加できる者は、あらかじめ参加表明を行った者に限る。</p> <p>※郵送の場合は、封筒に「参加意志表明書在中」と表書きし、簡易書留等配達記録の記録がわかる方法により、期限までに到達するように提出すること。(提出期限必着)</p>
<b>提案書提出</b>	<p>提出期限:令和3年3月22日(月)正午(必着) ※時間厳守</p> <p>提出書類:「5 提出書類及び必要部数」のとおり</p> <p>提出方法:「10 問い合わせ」先へ持参又は郵送(簡易書留等)提出。 ただし、「イ 企画提案書」については、同じ期限までに電子メールでも提出すること。</p> <p>※郵送の場合は封筒に「企画提案応募書類在中」と表書きし、簡易書留等配達記録の記録がわかる方法により、期限までに到達するように提出すること。(提出期限必着)</p> <p>※応募は、1企画提案事業者(共同企業体)につき1件限りとし、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めない。</p>
<b>審査委員会</b>	<p>日時:令和3年3月29日(月)9時30分～10時30分(予定)</p> <p>場所:沖縄県庁内会議室(予定)</p> <p>※詳細な時間と場所は、提案書受付後、書類の形式審査の上、連絡する。</p> <p>※形式審査通過者はプレゼンテーション審査を実施する。各応募者は、提案書に沿って提案内容の説明を行うこと。</p> <p>※1応募者から3名までの参加とする。</p> <p>※説明時間は10分程度、質疑10分程度を想定している。</p> <p>※説明は提出済みの提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とする。</p> <p>※時間の都合上、紙資料による説明とし、プロジェクター等は使用しない。</p>

## 5 提出書類及び必要部数

### ① 提出書類:

(ア) 応募申請書…………… 【様式1】

- (イ) 企画提案書……………【様式2】
- (ウ) 法人概要表……………【様式3】
- (エ) 積算書……………【様式4】  
(令和3年度につき作成)
- (オ) 事業計画……………【様式5】  
(令和3年度につき作成)
- (カ) 執行体制……………【様式6】
- (キ) 実績書……………【様式7】
- (ク) 誓約書……………【様式8】
- (ケ) 定款及び直近3期分の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書等）
- (コ) その他参考資料(必要に応じて添付すること)

② 提出部数：8部(正1部、副7部)とする。

※ただし、「(ア)応募申請書」、「(エ)積算書」及び「(ク)誓約書」については、正本に原本を1部添付し、副本には複写を添付すること。なお、(ケ)については、正本も複写添付でよい。

③ 提出方法：

上記書類を一連にして1セットごと(片面印刷)にフラットファイルに綴ること。フラットファイルの表紙、背表紙には、「沖縄型グローバル産業人材育成事業委託業務 企画提案応募書類」と法人名を記載し、各様式の間には項目名のインデックスを付した合紙を挿入すること。

## 5 委託事業者の選定

### (1) 選定方法

- ・沖縄県商工労働部内に設置する委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、総合的に審査し、優先順位を決定する。
- ・また、企画提案書の提出後、県担当者によるヒアリング又は選定委員会でのプレゼンテーションへの出席を求められることがある。
- ・なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ・選定委員会は非公開で行い、審査過程等に関する問い合わせには応じない。
- ・選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ・一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

### (2) 審査基準

選定委員会においては、主に以下の事項等について審査を行う。

ア 適合性:事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

イ 具体性:仕様書に基づき、本事業を効果的に実施するための企画内容や業務実施の手法が明確で具体的であること。

ウ 実現性:企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、本事業で目指す成果が

期待できるか。また、企画内容を数年間、継続して実施していくためのノウハウ、組織体制、財政基盤など必要な業務遂行能力が備わっていること。

エ 妥当性：企画内容・業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。

オ 実績：本事業を遂行するにあたり、十分な実績及び成果があるか。

### (3) 結果の通知

審査結果は、選定委員会開催の翌日に県より電子メールで通知する。

なお、委託業者の採択決定は、沖縄振興特別推進交付金の交付決定がなされた後、通知する。

## 6 契約

### (1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

### (2) 契約金額

契約金額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、委託契約の業務の内容や積算項目については、予算や諸事情により変更することがある。

### (4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

### (5) 支払いについて

事業終了時には、証憑を検査し、実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部について概算払請求を行うことができる。

### (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則 抜粋(契約保証金について)

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 7 申請の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が申請したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 8 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、詳細は企画提案仕様書のとおり。

## 9 その他留意事項

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の応募は、提案優先順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (3) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金に係る国の交付決定後に効力を生じる事業であるため、予算変更等に伴う事業の中止・予算の変更等を生じる場合があること。
- (4) また、委託契約の締結にあたり、企画提案の内容について内閣府による事前確認が必要となる場合があり、内閣府の確認により否となった場合は、契約を締結しないことがあること。
- (5) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (7) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定後でも失格とすることができる。
- (8) その他の詳細は、企画提案仕様書による。
- (9) 検討すべき事項が生じたときは、沖縄県商工労働部産業政策課と別途協議して決めることとする。

## 10 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁8階  
沖縄県商工労働部 産業政策課 産業振興企画班  
担当： 下地  
TEL 098-866-2330 FAX: 098-866-2440  
E-mail: shimojkc@pref.okinawa.lg.jp